

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第10号

八幡浜市矢野町四丁目地先において発生した衝突事故に係る相手方との  
和解について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項  
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月12日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容

- (1) 令和7年9月10日午後1時22分ごろ、八幡浜市矢野町四丁目1165番地先路上（市道松柏矢野町線上）において、昭和通り方面から八幡神社方面へ直進してきた相手方車両が、西進中の市所有原動機付自転車の左側後方部分に衝突し、双方の車両に損害が生じた。

このため、過失割合を相手方が8割、市が2割とし、相手方は市所有車両の修理損害額の8割に相当する金40,163円を市に支払う。

- (2) 相手方は、損害賠償請求権を放棄したため、市は相手方所有車両の修理損害額を支払わないものとする。
- (3) 双方とも、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

